省　令

○厚生労働省令第百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の七、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二十条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条第一項中「、第十号」を「、第九号の二から第十号まで」に改め、同項第九号の次に次の二号を加える。

九の二　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予

九の三　法第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し

第百五十九条第二項中「及び第十号」を「、第九号の二から第十号まで及び第十号の三から第十号の九まで」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二百十七条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予

三の三　法第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し

第二百十七条第二項中「同項第一号」の下に「及び第三号の二から第十号まで」を加える。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予

二　法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十七第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第十八条第一項の規定による認可

第五条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十九条の十七第一項中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　法第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十六条の規定による納付の猶予

二　法第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十九条の規定による納付の猶予の取消し

附　則

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年八月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、多圧針及び経口投与器具」を「及び多圧針」に改める。

第十二条中「予防接種」の下に「の初回接種」を加え、「三価混合の経口生ポリオワクチン」を「不活化ポリオワクチン」に、「四十一日」を「二十日」に、「二回経口投与する」を「三回皮下に注射する」に、「〇・〇五ミリリットル」を「〇・五ミリリットル」に改め、同条に次の一項を加える。

2　急性灰白髄炎の定期の予防接種の追加接種は、前項の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて、不活化ポリオワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の予防接種実施規則第十二条の規定により三価混合の経口生ポリオワクチンの経口投与を一回受けた者は、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下「新規則」という。）第十二条の規定にかかわらず、同条第一項の規定により不活化ポリオワクチンの皮下への注射を一回受けたものとみなす。

2　新規則第十二条第二項の規定は、不活化ポリオワクチンの添付文書（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十二条の規定により医薬品に添付する文書をいう。）に当該不活化ポリオワクチンの第四回目の接種に係る有効性及び安全性に関する事項が記載される日までの間は、適用しない。

○国土交通省令第七十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項及び第十五条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同項第二号中「第九条第六項」を「第九条第六項各号」に改める。

第十条第一項第一号ロ中「運送するもの」の下に「（第十五条の十三第一項において「長距離急行運送」という。）」を加え、同号ハ中「運送するもの」の下に「（第十五条の十三第一項において「臨時運送」という。）」を加え、同条第三項中「三十日前」を「七日前」に改め、同条に次の一項を加える。

4　次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一　当該路線又は営業区域について他の一般乗合旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金の設定又は変更の届出をする場合

二　前号に掲げる場合のほか、法第九条第六項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

第十五条の十三第一項中「行事等の事由による一時的な需要に応じた」を「定期観光運送、長距離急行運送又は臨時運送を目的として定めた運行系統その他旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通大臣が認めた」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百八号

北海道三笠市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十四年七月三十一日

法務大臣　滝　　実